

「新たな文化活動チャレンジ補助金」についてのQ&A

Q 応募できる「文化芸術団体等」とはどのようなものですか？

A 主に文化芸術活動を行うことを主たる目的として設立・運営されている団体で、芸術活動団体（楽団、合唱団、書道会、華道会等）のほか、NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体、芸術家や有志による実行委員会等も含まれます。なお、社団法人や財団法人、市町村が参画する実行委員会については、国や地方公共団体の出資や運営補助を受けていない場合は応募可能です。個人は含みません。

Q 「文化芸術活動」はどのようなものを含みますか？

A 主に以下のようなものを想定しています。

- ・ 音楽、美術、写真、舞踊、演劇等の芸術活動
- ・ 映画等のメディア芸術
- ・ 雅楽、能楽等の伝統芸能や、地域固有の民俗芸能
- ・ 落語、民謡等の芸能
- ・ 茶道、華道、書道等の生活文化 等

ただし、単なる文化教室の発表会や親睦目的の活動は含みません。興行も対象外とします。

Q 「次世代育成事業」、「県民参加奨励事業」、「文化力強化事業」、「文化交流事業」はそれぞれどういったものですか？

A 内容についてはそれぞれ募集要項に定めるとおりですが、県として期待している内容は以下のようになります。なお、いずれも原則として文化芸術の振興を事業目的としている事業を対象とし、他目的の事業に付随して実施する事業は対象としません。

- ・ 「次世代育成事業」
…単なる子どもの参加・体験にとどまらず、「育成」のための仕組みを盛り込んだもの
- ・ 「県民参加奨励事業」
…多数の人が鑑賞するだけでなく、参加者の能動的な参加を伴って実施する事業
- ・ 「文化力強化事業」
…補助金を活用して普段実施できない活動に取り組む等の工夫をし、文化活動のレベルアップをはかるもの。また、その効果や取組が客観的に把握できるもの
- ・ 「文化交流事業」
…交流することにより相乗効果が発揮できるもので、その内容が先駆的・創造的なもの

Q 継続事業を拡大して実施する場合は対象となりますか？

A 新規性のある事業であることが要件となりますが、継続事業であっても拡大や実施方法の見直しにより新規事業と同等の積極的な提案が盛り込まれている場合は含みます。団体の創意工夫に基づくチャレンジを応援するという趣旨ですので、単に名称を変更しただけ、開催場所を変えただけといった継続事業を振り替えただけの事業は対象としません。

Q 申請書を出したら補助金は交付されますか？

A 全ての団体に補助金が交付される訳ではありません。1次審査、2次審査により、最終的に交付される団体が決定します。1次審査を通過した団体の皆様には、2次審査にあたって公開のプレゼンテーションを行っていただきます。

Q 補助金の額はどのように決まりますか？

A 申請額を元に、積算の妥当性、対象経費として認められるか否か等を審査し、予算の範囲内で交付決定額を算出しますので、申請額どおり認められるとは限りません。また、申請上の上限額は50万円ですが、交付決定額が実際交付するときの上限額になりますので、事業実施中に経費の増加や収入の減少があっても上積みはできません。

Q 採択されたらいつ助成金が交付されるのですか？

A 助成金は全ての事業を終了した後の精算払いとします。部分払い、概算払いは認められません。